

平成28年第5回霧島市農業委員会定例総会

平成28年5月31日（火）

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、
8番委員、 9番委員、 10番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、
15番委員、 16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、
22番委員、 23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、
29番委員、 30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、
36番委員、 37番委員

出席職員	事務局長	砂 田 良 一	農地グループ長	内 田 大 作
	振興グループ長	本 村 浩 孝	主 査	若 林 優
	主任主事	中 吉 哲 平	主任主事	山 下 良 太
	主任主事	有 村 大	主任主事	江 藤 俊 志
	主 査	鎌 田 里 子	主任主事	深 瀬 和 香 子
	主 査	吉 原 康 広	主任主事	笠 井 亜 由 美

議事日程 諸般の報告「事務局報告」

- 1 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 3 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 4 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
- 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「あっせん申出」について

「開 会 午後 1時15分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さん、こんにちは。本日の出席委員は37名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第5回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。27番委員、28番委員をお願いいたします。議事に入る前に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[12件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等解約通知報告です。利用権解約のうち、賃借権通知報告14件、使用貸借権通知報告1件が提出されております。また、時効取得通知5件が提出されております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告が終わりました。では、議事に入ります。

△ 議案第1号 農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

○議長（会長）

まず、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、所有権移転2件、利用権設定の賃借権設定115件、使用貸借権設定23件の計140件の農地利用集積計画（案）について市長より

意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定138件のうち98件は、再設定及び認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の40件について審議を行います。なお、所有権移転の溝辺の2番及び利用権設定の横川の85番は議事参与の関係で別途審議いたします。それでは調査委員の意見報告を求めます。所有権移転の1番、30番委員。

○30番委員

1号所有権移転の1番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で、申請地3筆***円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が、平成28年5月6日に提出されました。以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて所有権移転を受ける要件を、備えているか否かについて報告します。譲受人は、認定農業者であり、現在191,661.48㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あつせん譲受人候補者名簿の、国分地区**番に記載されており、その経営面積もあつせん基準の80aを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

利用権設定、4番と5番、19番委員。

○19番委員

1号利用権設定の4番と5番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、現在、132㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番と7番及び121番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

1号利用権設定の6番と7番及び121番は借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、4,274㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、12番委員。

○12番委員

1号利用権設定の8番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、13,641㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができるかと認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、16番委員。

○16番委員

1号利用権設定の9番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、102,639㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができるかと認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、101番及び113番、31番委員。

○31番委員

1号利用権設定の12番、101番及び113番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

まず、12番については、貸人が、申出後に死亡したことにより、相続人の持ち分の過半数以上の同意の記載がなく、利用権設定申出としての要件を満たしていないため、本件は申出の効力がなく、不承認相当と思われます。次に、101番及び113番についてですが、借人は、担い手農家であり、現在、13,385㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができるかと認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、30番委員。

○30番委員

1号利用権設定の13番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、14,183㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができるかと認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

45番から47番、13番委員。

○13番委員

1号利用権設定の45番から47番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、現在、8, 157㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

49番と50番、8番委員。

○8番委員

1号利用権設定の49番と50番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおり耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

53番から55番、13番委員。

○13番委員

1号利用権設定の53番から55番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、現在、102, 782㎡のすべてについて耕作している。また、農業生産法人であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

56番及び62番、32番委員。

○32番委員

1号利用権設定の56番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、5, 737㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

1号利用権設定の62番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、42, 662㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思

われる。以上です。

○議長（会長）

64番と65番、22番委員。

○22番委員

1号利用権設定の64番と65番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、12, 464㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

66番、9番委員。

○9番委員

1号利用権設定の66番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、22, 370㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

70番と80番、5番委員。

○5番委員

1号利用権設定の70番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、5, 660㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

1号利用権設定の80番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、31, 879㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

94番から96番、9番委員。

○ 9 番委員

1 号利用権設定の 9 4 番から 9 6 番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2 5, 5 6 1 m²のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われれる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○ 議長（会長）

9 7 番、1 7 番委員。

○ 1 7 番委員

1 号利用権設定の 9 7 番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2 8, 1 6 7 m²のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われれる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○ 議長（会長）

9 9 番、1 8 番委員。

○ 1 8 番委員

1 号利用権設定の 9 9 番を報告します。

借人は、現在、6, 2 8 0 m²のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われれる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○ 議長（会長）

1 0 2 番と 1 0 3 番、2 1 番委員。

○ 2 1 番委員

1 号利用権設定の 1 0 2 番と 1 0 3 番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2 8, 0 4 8 m²のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われれる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○ 議長（会長）

1 0 4 番と 1 0 5 番、1 5 番委員。

○15番委員

1号利用権設定の104番と105番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、39,169㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

106番、8番委員。

○8番委員

1号利用権設定の106番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、8,001㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

111番、33番委員。

○33番委員

1号利用権設定の111番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、89,022㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

136番と138番、11番委員。

○11番委員

1号利用権設定の136番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、9,117㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

1号利用権設定の138番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、18,781㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することが

できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、利用権設定の国分の12番は不承認とし、議事参与で別途審議します所有権移転の溝辺の2番及び利用権設定の横川の85番を除く、所有権移転1件及び利用権設定の新規38件については、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、利用権設定の国分の12番は不承認とし、議事参与で別途審議します案件を除く所有権移転1件及び利用権設定の新規38件は、承認することに決定いたします。

次に、所有権移転の溝辺の2番を審議いたしますので、26番委員は退席を願います。

○ 「26番委員退席」

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。所有権移転、溝辺の2番、27番委員。

○27番委員

1号所有権移転の2番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と、譲受人との間で、申請地2筆***円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が、平成28年4月15日に提出されました。以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて、所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告します。譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受人候補者名簿の溝辺地区**番に記載されており、その経営

面積もあつせん基準の210aを超えている。農機具も完備しており、現在209,748㎡のすべてについて耕作している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがない。また、農地所有適格法人として法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を満たしており、申請地を効率的に利用することが出来ると認められる。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」の所有権移転の溝辺の2番は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」の所有権移転の溝辺の2番は、承認することに決定いたします。26番委員は着席してください。

○ [26番委員着席]

○議長（会長）

次に、利用権設定の横川の85番を審議いたしますので、10番委員は退席を願います。

○ [10番委員退席]

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。利用権設定、横川の85番、5番委員。

○5番委員

1号利用権設定の85番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、27,098㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思

われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定の横川の85番は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定の横川の85番は、承認することに決定いたします。10番委員は着席してください。

○ [10番委員着席]

△議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が、所有権移転14件、賃借権設定2件の計16件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1番、3番委員。

○3番委員

2号1番を報告します。

申請地は春山公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は33, 113㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、6番委員。

○6番委員

2号2番を報告します。

申請地は始良東部森林組合の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,606㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、23番委員。

○23番委員

2号3番を報告します。

申請地は西地区コミュニティ広場の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は52,413㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、30番委員。

○30番委員

2号4番を報告します。

申請地は上小川小学校の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,478㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、10番委員。

○10番委員

2号5番を報告します。

申請地は安良小学校の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は12,260㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、9番委員。

○9番委員

2号6番を報告します。

申請地は山ノ口公民館の北に位置しており、現況は田である。申請地には平成34年2月まで使用収益権は設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は10,361㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、5番委員。

○5番委員

2号7番を報告します。

申請地は下植村公民館の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,114㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、10番委員。

○10番委員

2号8番を報告します。

申請地は向植村公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,330㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

9番と10番、31番委員。

○31番委員

2号9番と10番は、受人が同一の為、まとめて報告します。

申請地は向田公民館の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,190㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

11番と12番、7番委員。

○7番委員

2号11番と12番は、受人が同一の為、まとめて報告します。

11番の申請地は牧神公民館の南に位置しており、現況は田である。12番の申請地は永野田自治公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,494㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

13番から15番、4番委員。

○4番委員

2号13番を報告します。

申請地は沢馬場公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,937㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

2号14番を報告します。

申請地は上坂元自治公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,206㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

2号15番を報告します。

申請地は前川内公民館の南西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は69,039㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

16番、25番委員。

○25番委員

2号16番を報告します。

申請地は比曾木野コミュニティセンターの南西に位置しており、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は19,853㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の

各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は用途変更1件が提出されました。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。用途変更、国分の1番を、1番委員。

○1番委員

3号用途変更1番を報告します。

申請地は府中地区公民館の西に位置しており、現況は雑種地である。申請地の北は道路、南は畑、東は宅地、西は水路である。用途区分変更目的は農業用倉庫を建築するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため、特に問題はないものと思われる。申請地を用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途変更1件は許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途変更1件は許可という意見を市長に答申することに決定します。

△ 議案第4号 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

○議長（会長）

次に、議案第4号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請1件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。隼人の1番、1番委員。

○1番委員

4号1番を報告します。

申請地は里上公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。申請地の東は田と不耕作地、西は山林、南は線路、北は道路である。転用目的は流出抑制施設及び店舗敷地にするものである。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告がありました。この件について質疑・討論はありませんか。16番委員。

○16番委員

流出抑制施設とはどういったものですか。

○議長（会長）

事務局。

○中吉主任主事

流出抑制施設とは貯水池のようなものです。北側の山林を切り開き、店舗敷地にするものですが、そこからの排水を一気に流すのではなく、この流出抑制施設で調整して流すというものです。

○16番委員

わかりました。

○議長（会長）

他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第4号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定いたします。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請10件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。国分の1番、19番委員。

○19番委員

5号1番について報告します。

申請地は黒石公民館の南に位置し、現況は山林である。なお、昭和40年頃、植林してしまったとい

う始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済みのため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は663㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は農道、西は山林、南は畑、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、6番委員。

○6番委員

5号2番について報告します。

申請地は上小川小学校の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は穀物倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は974㎡であり、穀物倉庫を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は田、南は田、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、13番委員。

○13番委員

5号3番について報告します。

申請地は下有川公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は141㎡であり、申請地にクヌギ10本を植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑と山林、南は山林、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、8番委員。

○8番委員

5号4番について報告します。

申請地は下有川切門公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、昭和53年12月頃、一般住宅を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺

の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は463㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、9番委員。

○9番委員

5号5番について報告します。

申請地は下有川切門公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成8年5月頃、大工作業場を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は大工作業場を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は1,109㎡であり、大工作業場に利用するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は雑種地、南は宅地、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、8番委員。

○8番委員

5号6番について報告します。

申請地は陵南自治公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、昭和61年頃、倉庫を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は倉庫を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は812㎡であり、倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番と8番、10番委員。

○10番委員

5号7番について報告します。

申請地は野坂公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,739㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林転用地、西は山林転用地と不耕作地、南は不耕作地、北は山林転用地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号8番について報告します。

申請地は野坂公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は5,183㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は山林転用地、北は山林と不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、22番委員。

○22番委員

5号9番について報告します。

申請地は岩穴公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,056㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は不耕作地、西は山林、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、31番委員。

○31番委員

5号10番について報告します。

申請地は永水小学校の南に位置し、現況は田である。なお、平成28年3月中旬頃、植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済みのため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は6,415㎡であ

り、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地と山林、西は田、南は田と山林、北は山林と原野である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するという事に決定します。つきましては、先月の定例総会で報告しましたとおり、6月7日開催の県農業会議に、法律により定められた30aを超える案件及び農業委員会が必要と認める案件、また、県農業会議において決議された農用地区域内農地と第1種農地に該当する案件について意見聴取いたします。

「休 憩 午後 2時20分」

「再 開 午後 2時35分」

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請23件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。国分の1番と2番を7番委員。

○7番委員

6号1番について報告します。

申請地は妻屋公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は416㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は田、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号2番について報告します。

申請地は玄亀庵公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,277㎡であり、車32台分の駐車場を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は道路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、34番委員。

○34番委員

6号3番について報告します。

申請地は国分中央郵便局の北東に位置し、現況は田である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は231㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は申請地残地の田、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、5番、12番委員。

○12番委員

6号4番について報告します。

申請地は松木・野口地区ふれあい広場の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は都市計画区

域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,208㎡であり、宅地分譲4区画を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は水路、西は宅地、南は通路、北は宅地と水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号5番について報告します。

申請地は国分ヤマダ電器の西に位置し、現況は畑である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は215㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番から8番、23番委員。

○23番委員

6号6番について報告します。

申請地は福島児童公園の北に位置し、現況は畑である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は155㎡のうち140㎡であり、また、隣接地の宅地155.12㎡を一体利用するもので全体計画面積は295.12㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は申請地残地、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号7番について報告します。

申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の東に位置し、現況は畑である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は165㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号8番について報告します。

申請地は国分児童体育館の南西に位置し、現況は造成済である。なお、平成15年頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は265㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は雑種地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、30番委員。

○30番委員

6号9番について報告します。

申請地は上小川小学校の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また資金証明、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は334㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は雑種地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、4番委員。

○4番委員

6号10番について報告します。

申請地は下井保育園の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅9棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,445㎡であり、建売住宅9棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は田、南は水路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

1 1 番と 1 2 番、6 番委員。

○ 6 番委員

6 号 1 1 番について報告します。

申請地は国分南中学校の北西に位置し、現況は田である。農地区分は住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1 種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅 2 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は 6 2 6 m² であり、建売住宅 2 棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6 号 1 2 番について報告します。

申請地は国分南中学校の南に位置し、現況は田である。農地区分は住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1 種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅 3 棟と道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は 8 2 6 m² であり、建売住宅 3 棟と道路を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は水路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○ 議長（会長）

1 3 番、4 番委員。

○ 4 番委員

6 号 1 3 番について報告します。

申請地は国分南小学校の南西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成 6 年 7 月頃に農業用倉庫を建設、その後、平成 1 5 年 1 0 月頃に造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1 種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は農業用倉庫及び資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、農業用倉庫は建設済みである。計画面積は 3 3 4 m² であり、農業用倉庫及び資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑と宅地、西は道路、南は不耕作地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○ 議長（会長）

14番、30番委員。

○30番委員

6号14番について報告します。

申請地は国分インターチェンジの東に位置し、現況は田である。農地区分は申請地からおおむね300m以内に高速インターチェンジ出入口が存するため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は767㎡であり、貸資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は水路、南は5条許可地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、8番委員。

○8番委員

6号15番について報告します。

申請地は笹峯公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,164㎡のうち715㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書が添付されているため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は宅地、北は残地の畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

16番から18番、9番委員。

○9番委員

6号16番について報告します。

申請地は北園集落センターの東に位置し、現況は宅地である。なお、平成10年頃、事務所を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は事務所を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は530㎡であり、事務所に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は宅地、南は山林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号17番について報告します。

申請地は北園集落センターの北西に位置し、現況は宅地である。なお、昭和50年頃に隠居と牛舎を、昭和60年頃に住宅を建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は一般住宅、牛舎及びロール置場を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は2,877㎡であり、一般住宅、牛舎及びロール置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地と山林、西は畑と山林、南は水路、北は宅地と畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号18番について報告します。

申請地は北園集落センターの北西に位置し、現況は宅地である。なお、昭和63年に飼料倉庫を、平成7年に農耕車格納庫と牛舎を建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は農耕車格納庫、飼料倉庫、牛舎及び放牧場を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は3,020㎡であり、農耕車格納庫、飼料倉庫、牛舎及び放牧場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は水路、北は宅地と山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

19番、7番委員。

○7番委員

6号19番について報告します。

申請地は下万膳公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は6,122㎡であり、また、隣接地の山林6,957㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は13,079㎡である。太陽光パネル3,200枚、総出力864kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は宅地と畑、南は山林と畑、北は河川である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番と21番、1番委員。

○1番委員

6号20番について報告します。

申請地は小田中央公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅3棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は812㎡であり、建売住宅3棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号21番について報告します。

申請地は真孝西児童公園の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅兼事務所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は632㎡であり、一般住宅兼事務所を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は不耕作地、西は雑種地、南は雑種地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

6号22番について報告します。

申請地は市営姫城団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,201㎡であり、宅地分譲4区画を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種低層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

23番、6番委員。

○6番委員

6号23番について報告します。

申請地は日当山春光園の南東に位置し、現況は雑種地である。農地区分は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は407㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は田、南は道路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。21番委員。

○21番委員

19番について、排水路の確保はどうなっていますか。道路を隔てたところに基盤整備された田がありますが、支障はないのでしょうか。

○議長（会長）

事務局。

○中吉主任主事

隣接する河川に流す計画と伺っております。適切に施行されるよう注視してまいりたいと考えます。

○議長（会長）

他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては6月7日開催の県農業会議に法律および県農業会議の決議に該当の案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申出の、売渡希望4件が提出されましたので審議を求めます。調査委員の現地調査報告をお願いします。売渡希望、国分の1番から3番、23番委員。

○23番委員

7号売渡希望1番から3番を報告します。

全て昨年まで耕作されて、きれいに管理されています。10号線を中心にして1番が北側になり、2番と3番が南側になります。1番は売渡のみの希望ですが、2番と3番は貸付でも良いとの事です。早めにあっせんし、今年から耕作して頂けるよう努力したいと思っております。以上です。

○議長（会長）

溝辺の4番、36番委員。

○36番委員

7号売渡希望4番を報告します。

この農地は緑化樹木地でありましたが、現在は撤去され更地になっております。少し木の根等があり若干の難がありますが、畑かんが行われ水もきておりますので、あっせんを引き受けたいと思っております。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案7号「あっせん申出について」の売渡希望4件につきましては、あっせんを行うことを承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第7号「あっせん申出について」の売渡希望4件につきましては、あっせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あっせん委員を指名いたします。売渡希望、国分の1番、2番、3番を23番委員と12番委員に、溝辺の4番を36番委員と29番委員に。以上のおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成28年第5回農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

これで平成28年第5回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉 会 午後 3時25分」

番

番

番
